

要領第 6 の 10 (3)

労使協定方式の場合

派遣元

派遣労働者

契約№. 1 2 3 4 5
令和 8 年 3 月 20 日

労働者派遣をしようとするときの明示

(法第 31 条の2第3項)

需給 花子 様

事業所名) 株式会社〇〇

許可番号) 派 01-300000

次の条件で労働者派遣を行います。

協定対象派遣労働者であるか否か

協定対象派遣労働者である(当該協定の有効期間の終了日: 令和 年 月 日)

※協定の閲覧方法 ()

労働者派遣法第 31 条の 2 第4項の規定に基づく派遣元の説明義務に関する事項

派遣労働者は、派遣元に対し、

- (1) 協定により賃金等の待遇が決定されていることを含め、労働者派遣法に定める待遇の確保に関する決定をするに当たって考慮した事項
- (2) 派遣先の実施する教育訓練及び派遣先が利用の機会を与える福利厚生施設に関して、派遣先の通常の労働者との待遇の相違
(内容・理由)

について説明を求めることができる。

派遣元(部署)

(役職)

(氏名)

(連絡先)

「労働者派遣をしようとするときの明示」の記載事項 (労使協定方式)

1 派遣元事業主は労働者派遣をしようとするとき、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、以下の事項を文書の交付等により明示する義務があること。

① 協定対象派遣労働者であるか否か

(協定対象派遣労働者である場合は、当該協定の有効期間の終期)

② 労働者派遣法第 31 条の 2 第 4 項の規定による説明を求めることができる旨

2 明示は、文書の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メール等（ファクシミリ又は電子メール等による場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）の送信により行わなければならないこと。

3 労働者派遣法第 30 条の 4 第 2 項の規定に基づく協定の周知義務の履行の観点から、派遣元事業主は、労働者に対し、協定の書面による交付又は社内イントラネットの掲載場所や掲示場所の教示等により協定の閲覧方法を明示することが望ましいこと。

4 「労働者派遣法第 31 条の 2 第 4 項の規定に基づく派遣元の説明義務に関する事項」について、派遣労働者から求めがあったときは、派遣元事業主は、当該派遣労働者に対し、労働者派遣法第 30 条の 4 に基づく協定により賃金等の待遇が決定されていることを含め、労働者派遣法第 30 条の 3 から第 30 条の 6 までの規定により講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項及び当該派遣労働者と労働者派遣法第 26 条第 8 項に規定する比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由（労働者派遣法第 40 条第 2 項により派遣先の実施する教育訓練及び同条第 3 項により派遣先が利用の機会を与える福利厚生施設に関する事項に限る。）について説明しなければならない。

なお、労働者派遣法第 31 条の 2 第 5 項により、派遣元事業主は、派遣労働者が上記説明を求めたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされている。

5 申出先を明示するに当たっては、「部署」「役職」「氏名」について、派遣労働者が申出先を特定できるように記載すれば足りるものであること。また、「連絡先」は、その部署又は担当者の電話番号、メールアドレス等を記載することが考えられること。